

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻（M）

1. 本研究科は、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を活用し、3年を限度とした長期履修も可能としているが、「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の資料20-1（授業時間割案（2年課程 昼夜開講））では、例えば、必修の「研究方法特論」など複数の科目で平日の日中と土曜日に設定されている。本研究科は主として社会人学生を念頭に教育課程が編成されており、仮に平日の日中に授業が設定されるのであれば3年の長期履修を可能としても修了が困難であると見受けられるため、社会人学生が実際に最大3年で修了が可能な教育課程であるかが判断できない。社会人学生を想定した3年の長期履修を前提に、時間割や履修モデルを具体的に示しつつ、最大3年で修了が可能な時間割・科目配置となっていることを説明すること。（改善事項）・・・ 1

2. 本研究科は、大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、本学学則に教育方法の特例の対象となる専攻を明確に記載すること。（改善事項）・・・ 2

(改善事項) リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻 (M)

1. 本研究科は、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を活用し、3年を限度とした長期履修も可能としているが、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」の資料20-1(授業時間割案(2年課程 昼夜開講))では、例えば、必修の「研究方法特論」など複数の科目で平日の日中と土曜日に設定されている。本研究科は主として社会人学生を念頭に教育課程が編成されており、仮に平日の日中に授業が設定されるのであれば3年の長期履修を可能としても修了が困難であると見受けられるため、社会人学生が実際に最大3年で修了が可能な教育課程であるかが判断できない。社会人学生を想定した3年の長期履修を前提に、時間割や履修モデルを具体的に示しつつ、最大3年で修了が可能な時間割・科目配置となっていることを説明すること。

(対応)

社会人が学びやすい環境を提供することを目的に、大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととして、平日昼間の他に、平日夜間(18時以降)と土曜日に開講し、尚且つ、長期履修学生制度により3年での履修も可能としている。前・後期のすべての開講科目を時間割として提示し、長期履修学生制度を活用し3年間で、平日夜間と土曜日に受講することで修了可能となる履修モデルも提示する。

(新旧対照表) 設置等の趣旨(本文) (19ページ)

新	旧
<p>(2) 履修指導及び研究課題の決定(1年次4月)</p> <p>① 主指導教員は、学生の希望を聞きながら、履修モデル(資料14)やシラバス等を用いて、学生の研究に直接必要となる授業科目、職業人として必要な基礎学力を養う授業科目など学生個々に適した授業科目の履修を指導する。</p> <p>② 主指導教員は、学生の授業科目の選択時にとどまらず、学生の学問的関心を十分発展させることに配慮し、学修、研究の進行状況を把握しながら教育課程の履修が達成されるよう、随時指導を行う。</p> <p>③ 主指導教員は、学生が希望する研究課題、指導教員の専門性、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら当該学生の研究課題を決定し、研究科委員会へ通知する。</p> <p>(資料14:履修モデル(長期履修学生用履修モデル・時間割表含む))</p>	<p>(2) 履修指導及び研究課題の決定(1年次4月)</p> <p>① 主指導教員は、学生の希望を聞きながら、履修モデル(資料14)やシラバス等を用いて、学生の研究に直接必要となる授業科目、職業人として必要な基礎学力を養う授業科目など学生個々に適した授業科目の履修を指導する。</p> <p>② 主指導教員は、学生の授業科目の選択時にとどまらず、学生の学問的関心を十分発展させることに配慮し、学修、研究の進行状況を把握しながら教育課程の履修が達成されるよう、随時指導を行う。</p> <p>③ 主指導教員は、学生が希望する研究課題、指導教員の専門性、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら当該学生の研究課題を決定し、研究科委員会へ通知する。</p> <p>(資料14:履修モデル)</p>

(改善事項) リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻 (M)

2. 本研究科は、大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、本学学則に教育方法の特例の対象となる専攻を明確に記載すること。

(対応)

本研究科を含む奈良学園大学大学院ではすべての研究科で大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととしているが、本学の大学院学則に教育方法の特例の対象となる研究科名を明記した。

(新旧対照表) 学則 (3 ページ)

新	旧
(教育方法の特例) 第21条 <u>本大学院看護学研究科及びリハビリテーション学研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。</u>	(教育方法の特例) 第21条 <u>本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。</u>